

奈良県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十六日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十号

奈良県文化会館条例の一部を改正する条例

奈良県文化会館条例（昭和四十三年四月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十八条とし、第七条の次に次の十条を加える。

（指定管理者の指定等）

第八条 奈良県文化会館の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主として奈良県文化会館の管理を行う指定管理者になることができない。ただし、知事、副知事並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百二十二条に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
い。

一 奈良県文化会館の管理に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 知事は、前項の規定による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が奈良県文化会館の設置目的を達成するために必要と認める基準

（指定管理者が行う管理の基準）

第九条 指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って奈良県文化会館の管理を行わなければならない。

（指定管理者に行わせることができる業務の範囲等）

第十条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第二条に規定する施設、設備等の使用の承認に関する業務
- 二 第三条の規定による施設、設備等の使用の承認の取消し等に関する業務
- 三 奈良県文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務

四 奈良県文化会館の施設、設備等の維持管理に関する業務

五 奈良県文化会館の利用の促進に関する業務

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

（指定管理者が定める利用料金）

第十一条 第八条第一項の規定により奈良県文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（公共施設等運営権の設定）

第十二条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（

平成十一年法律第百十七号。以下「法」という。）第十六条の規定により、選定事業者（法第二条第五項に規定する選定事業者をいう。）に、奈良県文化会館の運営等（同条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

（公共施設等運営権に関する実施方針の策定）

第十三条

知事は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、次条から第十七条までに定めるところにより、実施方針（法第五条第一項に規定する実施方針をいう。）を定めるものとする。

（奈良県文化会館運営等業務を実施する民間事業者の選定の手続）

第十四条

法第八条第一項の規定により奈良県文化会館の運営等の業務（以下「奈良県文化会館運営等業務」という。）を実施する民間事業者として選定されようとする民間事業者は、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 奈良県文化会館運営等業務の実施に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による提出があつたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て公共施設等運営権を設定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 事業計画書が、運営等を適正かつ確実に実施できる内容であること。

三 民間事業者の創意工夫を発揮し、奈良県文化会館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な運営等を行うこと。

四 事業計画書に沿った運営等を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

五 第十六条の業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させること。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が奈良県文化会館の設置目的を達成するために必要と認める基準

（公共施設等運営権者が行う運営等の基準）

第十五条

公共施設等運営権者（法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。）

以下同じ。)は、次に掲げる基準により、奈良県文化会館運営等業務を実施しなければならぬ。

一 奈良県文化会館を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
二 奈良県文化会館運営等業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が定める基準

(公共施設等運営権者が行う業務の範囲)

第十六条 公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、施設を利用させることその他の奈良県文化会館運営等業務とする。

(公共施設等運営権者が定める利用料金)

第十七条 第十二条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、施設、設備等の使用者は、利用料金を公共施設等運営権者に支払わなければならない。この場合において、第十一条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 利用料金は、公共施設等運営権者が知事と協議して定めるものとする。

3 公共施設等運営権者は、前項の利用料金の額を定めたときは、その額を公表するものとする。その額を変更したときも、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。